

# 「みどりの中の都市 横須賀」をめざして

～「横須賀市みどりの基本計画」の推進に向けて～

市の木(オオシマザクラ)



市の花(ハマユウ)



この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 21 年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて製作しています。

※「横須賀市みどりの基本計画」をご覧になりたい場合は下記までご連絡ください。  
なお、横須賀市ホームページの「横須賀市みどりの基本計画」(下記 URL) でもご覧になれます。  
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/midori/>

発行年月 平成 22 年 3 月

編集・発行 横須賀市環境部自然・環境政策課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046(822)8331

FAX 046(824)5630

E-mail ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp



平成 22 年 3 月

横 須 賀 市

## はじめに

本市は三方を海に囲まれ、丘陵のみどりや温暖な気候に恵まれており、この自然環境が最大の魅力となっています。

しかし、今日の近代化に伴って私達はこうした本市の魅力ある自然を減少させてきました。

本市ではこうしたみどりを保全・創出するため、平成9年3月に「横須賀市緑の基本計画」を策定し様々な取組みを進めてきましたが、計画の策定から10余年が経過し、本市及びみどりを取り巻く環境は大きく変化しました。

そこで、こうした変化を踏まえ、本市のみどりにおける課題への的確に対応するとともに、実効性のある施策を展開するために、この度、「横須賀市みどりの基本計画」として計画の見直しを行いました。

今回の見直しでは、「みんなのみどりを、みんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かしていく」ことを基本とした計画としています。

本市では、計画に盛り込まれた「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」などの施策を積極的に推進し、市民や事業者の皆様と一緒に「みどりの中の都市 横須賀」を実現し、本市のみどりを大切に、より身近に感じ親しめるものとしていきたいと考えています。

本パンフレットは、「みどりの基本計画」の概要と、計画でどのようなみどり豊かなまちづくりをめざしていくのかについてわかりやすくまとめたものです。

なお計画の詳細は、「みどりの基本計画」本編をご覧ください。

※本資料及び計画書の本編に関するお問い合わせは、裏表紙に記載された事務担当までご連絡ください。

## 「みどりの基本計画」の基本的な考え方

### 本市におけるみどりの意義

本市のみどりは、自然環境の骨格となり、人々の心豊かな暮らしにとって欠くことのできないものであるとともに、本市の都市イメージを向上させ、地球環境を守るものです。こうしたことから、本市のみどりは一人ひとりにとってかけがえのない存在で、みんなにとって大切なもの（＝共有の財産）であり、みんなで守り、つくり、育てながら活かし、後世に引き継いでいくべきものです。



本市におけるみどりの意義

### みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」（以下「みどりの基本計画」という）は、都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出していく計画のことで。



「みどりの基本計画」で進めること

## 計画策定の趣旨

本市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取組みを体系的にまとめ、みどりに対する取組みを実施していくための計画です。そして、本計画では「誰が、何を、どのように」取組むかを明らかにしています。

### ● 計画の位置づけ

本計画は、「緑の基本計画」（平成8年度策定 目標年次平成27年）の中間時の見直し計画です。また、本市の「総合計画」に即した分野別計画であり、「環境基本計画（市）」や「都市計画マスタープラン（市）」などの関連計画と整合を図った計画です。

### ● 計画の目標年度

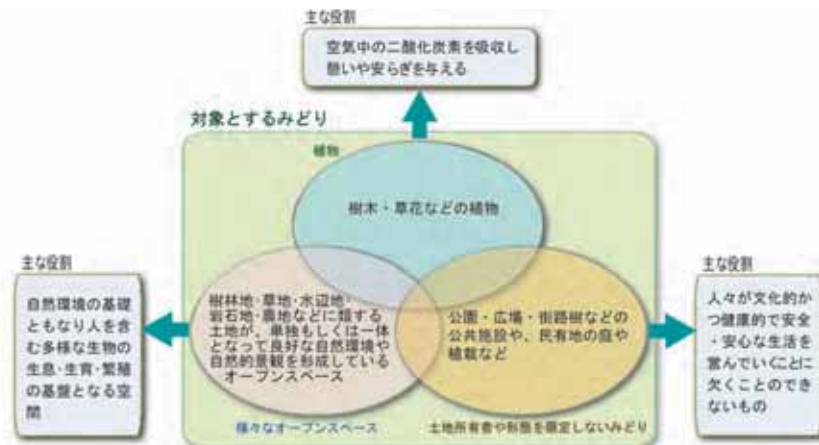
計画の目標年度は、平成27年度（2015年度）です。しかし、みどりを守り、つくる取組みは長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像（＝あるべき姿）を見据えた計画としています。

### ● 「緑」から「みどり」へ

本計画で取り扱うみどりは「樹木・草花などの植物」「自然環境などと一体となった様々なオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象とします。このように、本計画の対象がこれまでの「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとしました。また、それと合わせ計画の名称も「みどりの基本計画」としました。

### ● 計画で対象とするみどり

本計画で対象とするみどりには以下のようなものがあります。



計画で対象とするみどり

## 計画策定における5つの視点

### (1) 人とみどりの共生

人とみどりが共生していくことの大切さを認識する。

### (2) みどりを活かした都市づくり

みどりを守り、あわせてみどりを魅力ある都市づくりに活かしていく。

### (3) みどりの安全性の確保

突発的集中豪雨の増加などに対応するため、みどりの安全性の確保の重要性を踏まえる。

### (4) 「みどり」は「みんな」の共有財産

「みどりはみんなにとって大切なもの（＝共有の財産）」との認識に基づき、みんなで育むことの大切さを踏まえる。

### (5) わかりやすさと実効性

様々な主体がみどりに取組むことができるよう、わかりやすく実効性を持った計画とする。

### (1) みどりの量の捉え方の変更

本市ではこれまで、計画におけるみどりの量を、公園などの施設や各種法令に基づく地区指定面積などを総計した数値を「緑地量」として捉えていましたが、今後は「緑被率（植物で覆われた土地の面積）」で捉え、その数値を施策の検討や進行管理に役立てていきます。

### (2) 新たな視点の追加と新たな方向性

以下の点を新たに課題として捉え、計画の方向性（方針等）にも盛り込みました。

#### 新たに課題とした主な視点（キーワード）

地球温暖化、生物多様性の危機、突発的集中豪雨の増加、人口減少・少子高齢化、交流・定住人口増加の必要性、財政状況の悪化、樹林地の減少、自然植生の存在、公園施設の老朽化など

#### 新たな方向性に盛り込んだ主な視点（キーワード）

地球温暖化対策、生物多様性保全、防災とみどり、子どもから高齢者に対する配慮、交流人口増加に向けたみどりの活用、財源の確保、樹林地保全対策、自然植生の保全対策、都市公園のリニューアルなど

### (3) 推進する施策の具体的な記載と重点施策の位置づけ

計画に基づいた具体的な取組みが推進できるように、基本方針と施策展開の方向に基づく具体的な推進施策を明記しました。また、取組み主体や庁内担当所管部署などを記載するとともに、推進施策の中でも特に優先的かつ重点的に取り組んでいく施策を「重点施策」として掲げ、そのスケジュールも明記しています。

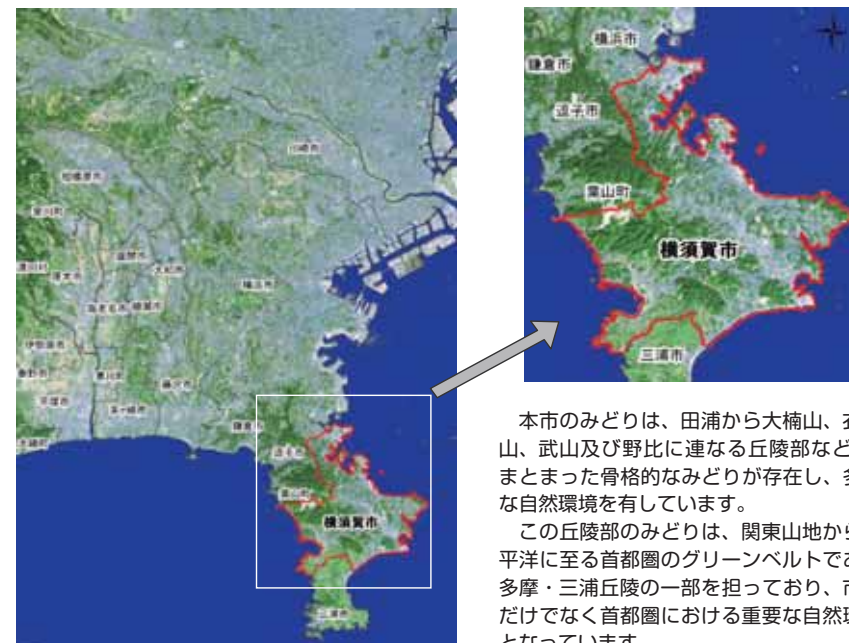
### (4) 地域別計画の記載

市域を4地域（北・東・南・西）に区域分けし、市域全体では捉えきれない各地域の課題と、その対応方針について記述しました。また、将来に向けて「水のつながり」でみどりを捉えることが、生態系や防災上から重要な視点と考え、「河川流域・集水域」による区域分けも明記し、今後の現状把握や施策の検討・展開に役立てていきます。

### (5) 計画の実効性を高める取組みと適切な進行管理

「〔仮称〕みどりの基本条例」を制定し、計画に位置づけた施策の実効性を高めます。また、みどりに関する具体的な施策については、本市庁内組織である「環境総合政策会議」で調整・合意形成を図るとともに、今後の「みどりの基本計画」の見直しや、計画における施策の進捗状況などは「横須賀市環境審議会」に諮問・報告します。

### (1) 広域的なみどりのつながり



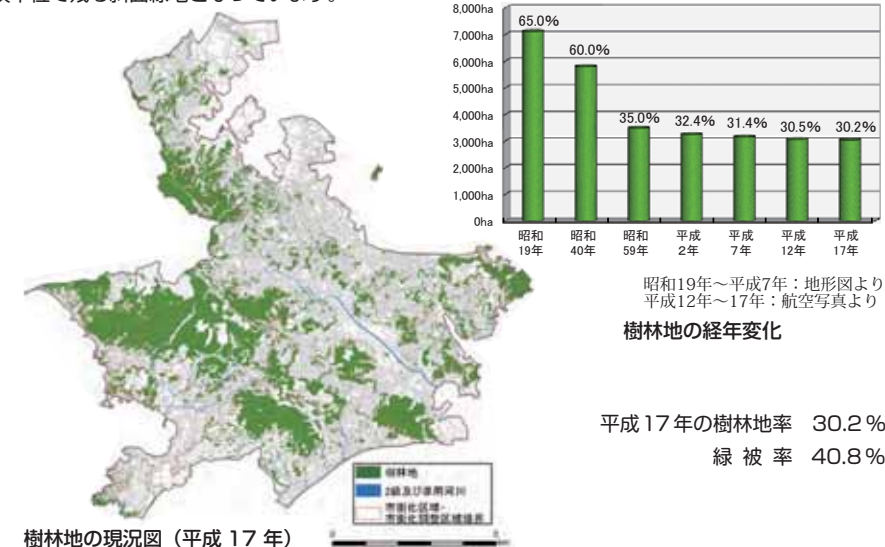
広域的なみどりのつながり

（ランドサット衛星画像を合成処理したもの）

本市のみどりは、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部などの、まとまった骨格的なみどりが存在し、多様な自然環境を有しています。  
この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っており、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

### (2) 樹林地の現況と経年変化

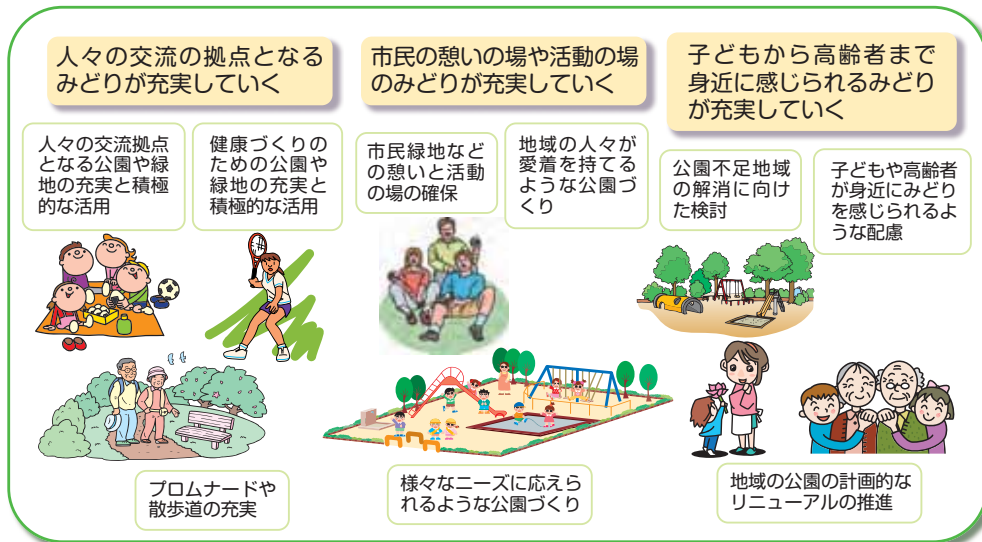
市域における樹林地の面積割合（＝樹林地率）は、平成7年に31.4%でしたが平成17年には30.2%となり、10年間で約1.2ポイント（約120ha）減少しています。市街化調整区域には規模の大きなまとまりのある丘陵の樹林地がある一方、市街化区域の樹林地の多くは住宅地に近接し、斜面が小規模単位で残る斜面緑地となっています。



# 「みどりの基本計画」の取組みにより「みどりの都市 横須賀」をめざします

「みどりの基本計画」を推進し、本市のみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かしていくことで、「みどりの都市 横須賀」をめざします。  
本計画の取組みによって、横須賀のみどりがどのように豊かになっていくかについて、わかりやすく以下にまとめました。

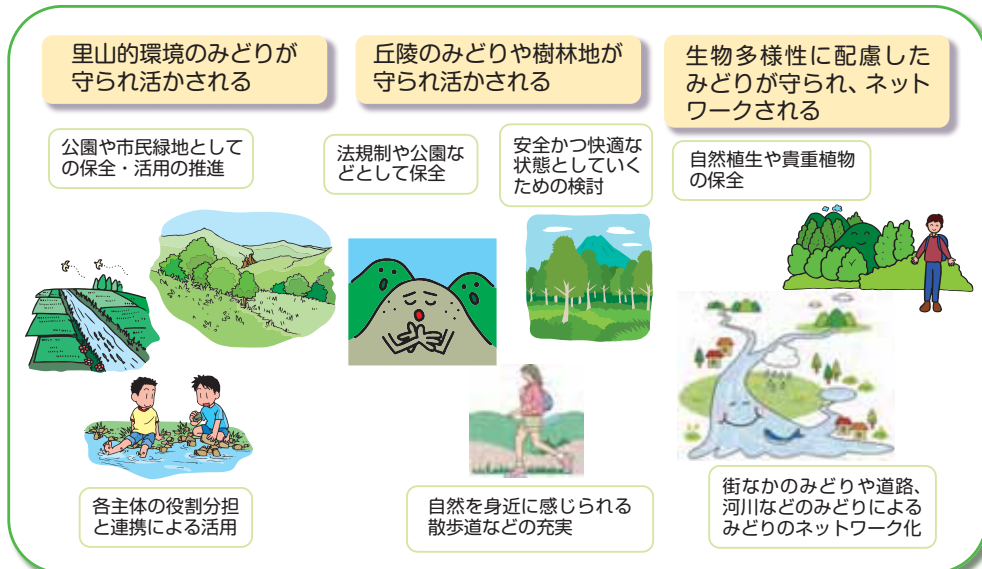
## ●身近に感じられるみどりの充実



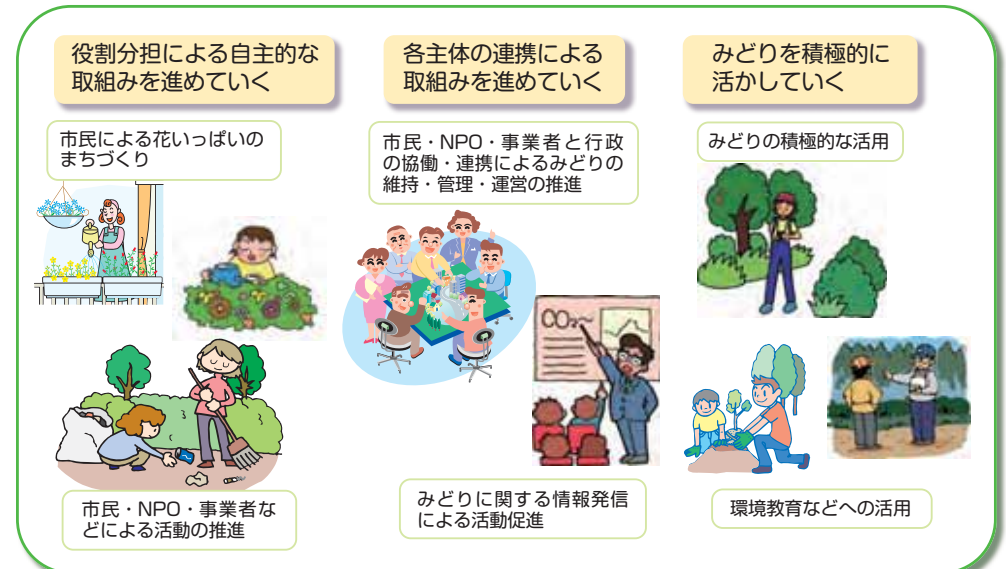
## ●市街地のみどりの保全と創出



## ●自然環境や生物多様性に配慮したみどりの保全・創出と活用



## ●みんなでみどりを守り、つくり、育てながら、活かす



## 計画の目標から重点施策までの全体像

### ■ 計画の目標

#### 計画の基本理念

みんなで育むみどりとの共生

#### みどりの将来像

多くのみどりが存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市 横須賀』

#### みどりの将来像の実現に向けた目標

自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざします

### ■ 目標を実現するための7つの基本方針と14の施策展開の方向

#### 7つの基本方針

基本方針1：地球温暖化を防止するみどりや自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します

基本方針2：生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生します

基本方針3：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生します

基本方針4：人々の交流の場となるみどりを守り、つくり、再生します

基本方針5：安全・安心のためのみどりを守り、つくり、再生します

基本方針6：横須賀市らしい都市景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します

基本方針7：人々の共有財産であるみどりを、みんなで、守り、つくり、再生し、育てながら、活かします

#### 14の施策展開の方向

(1) 温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出

(2) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境のみどりの保全

(3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

(4) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

(5) みどり豊かな市街地の形成

(6) みどりが身近に感じられる公園・緑地などの充実

(7) 個性と魅力にあふれた公園・緑地などの充実

(8) 拠点となるみどりをつなぐブルームナードなどの充実

(9) 安全・安心のためのオープンスペースの整備

(10) 安全・安心のための樹林地保全、維持・管理

(11) 都市景観と調和したみどりのまちづくりの推進

(12) 海辺や歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出

(13) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携

(14) みんなのみどりを活かす取組みの推進

### ■ 推進施策 59の具体的な施策（事業・制度など）

#### 3つの施策展開項目（大柱）

【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策（施策No.1～No.33）

【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策（施策No.34～No.54）

【Ⅲ】みんなのみどりをみんなで保全・創出するための推進施策（施策No.55～No.59）

### ■ 重点施策

#### 21の施策（事業・制度・調査など）

事業・制度における具体的なスケジュールの明示

## 計画の目標

### 1 計画の基本理念

本市におけるみどりの意義や、本市や本市のみどりを取り巻く様々な背景及び課題を踏まえ、「みどりの計画の基本」における「基本理念」は以下のとおりです。

みんなで育むみどりとの共生

### 2 みどりの将来像

これからの横須賀市における「みどりの視点から捉えた都市のあるべき姿」である「みどりの将来像」は以下のとおりです。

多くのみどりが存在し、それらがネットワークされた  
『みどりの中の都市 横須賀』

### ■ 「みどりの中の都市 横須賀」のイメージ

- 首都圏のグリーンベルトのなかの都市として、良好で広域的な自然環境が残り、それらに囲まれたみどり豊かな都市が形成されている
- 人と生物が共存する健全な生態系が維持され、丘陵から海辺までのみどりがネットワークされている
- みんなのみどりを、みんなが主体となって育みながら活かしている



「みどりの中の都市 横須賀」のイメージ図

## みどりの将来像図



将来像図はみどりの主な区域を枠取りしたり、線(道路・河川・海辺などのみどり)で表現し、将来のみどりの理想的な状態を表したものです。将来像は「骨格となるみどり」が保全され、かつその周辺の「拠点のみどり」「身近なみどり・水辺空間」が保全・創出されることで、本市全域のみどりが繋がり(ネットワーク化)、『みどりの都市 横須賀』が実現している状態です。

## 1 計画の基本理念

みどりの将来像の実現に向け、本市がめざしていくべき「みどり」における目標は上記のとおりです。

## 自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざします

### みどりの量の向上

- 「植物としてのみどり」を「みどりの量」と捉え、その量の向上をめざしていきます。
- 「量」は「緑被率」として把握し、現在の緑被率を平成27年度まで維持し、向上させることをめざします。
- 都市公園の総面積を平成27年度までに460.7haとすることをめざします。

「緑被率」とは「樹木や草地など植物で被われた土地の面積」のことです。本市の緑被率は40.8%(H17年度調査)です。今後の調査ではこれまでよりも小さい面積を把握し、かつ地域別の面積を算出し、計画の進行管理や施策の検討に役立てていきます。

### みどりの質の向上

- みどりは、量が確保されているだけでなく質も大切です。
- みどりの質は保全・創出における様々な取組みにより向上させていくことをめざします。

## 目標を実現するための7つの基本方針と14の施策展開の方向

計画の目標を達成させるために、7つの基本方針と14の施策展開の方向を定めています。

### 基本方針 1

#### 地球温暖化を防止するみどりや自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します

- 温室効果ガスの吸収源となる樹木などのみどりを増やすため緑化を推進します。
- 丘陵部のみどりを守り、適切に維持管理していきます。
- 自然植生などの自然環境のみどりを後世に引き継いでいきます。

#### 施策展開の方向(1) 温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出

温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収源となる丘陵のみどり、農地のみどり、街なかのみどり等を守り、つくり、再生します。

#### 施策展開の方向(2) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境のみどりの保全

自然環境の骨格となる丘陵部のみどりや、重要な自然植生、貴重植物などを、守り、つくり、再生します。



武山



ポット苗による緑化の事例

丘陵のみどりや温室効果ガス吸収源となるみどり

## ■ 基本方針 2

### 生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生します

- 多様な生物が生息・生育・繁殖していく場となるみどりを保全・創出していきます。
- 広域から市域までを網羅した生態系に配慮したみどりのネットワークづくりを進めます。

#### 施策展開の方向 (3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

多様な生物が生息・生育・繁殖できる場となるビオトープ、里山的環境等のみどりを守り、つくり、再生します。

#### 施策展開の方向 (4) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

みどりを海辺・河川・道路のみどりや市街地のみどりで結ぶ「みどりのネットワーク」づくりを進めます。



武山・砲台山・三浦富士



天神島臨海自然教育園



下町浄化センター（トンボの王国）

生物多様性を支える様々なみどり

## ■ 基本方針 3

### 市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生します

- 市街地やその周辺のみどりを保全し、さらに新たに創出していきます。
- 少子・高齢化社会に向け、公園などを子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいようにリニューアルをしていきます。

#### 施策展開の方向 (5) みどり豊かな市街地の形成

みどりを増やし、みどり豊かな街づくりを進めるため市街地（住宅地や商業地など）のみどりをつくります。

#### 施策展開の方向 (6) みどりが身近に感じられる公園・緑地などの充実

身近にみどりを感じられるように、市街地の公園を充実させ、市民緑地などのみどりを設置します。



屋上緑化の事例



うみかぜ公園



馬堀海岸1丁目公園

市民生活と一体となった身近なみどり

## ■ 基本方針 4

### 人々の交流の場となるみどりを守り、つくり、再生します

- 人々の交流の場となる公園などは、計画的な整備や適切な維持管理により充実を図ります。
- 拠点となるみどりを積極的に活用し、道路（交通機能を含む）やプロムナードで結び、利活用機能を高めていきます。

#### 施策展開の方向 (7) 個性と魅力にあふれた公園・緑地などの充実

健康増進、レクリエーション、観光など人々の交流の拠点となる公園を個性と魅力あるものとしていきます。

#### 施策展開の方向 (8) 拠点となるみどりをつなぐプロムナードなどの充実

交流拠点となる公園などをプロムナードや散歩道で結び、積極的な活用が図られるよう利便性を向上させます。



長井海の手公園（ソレイユの丘）



三笠公園



不入斗公園

人々の観光・交流の場となるみどり

## ■ 基本方針 5

### 安全・安心のためのみどりを守り、つくり、再生します

- 安全・安心のためのみどりを計画的に配置していきます。
- 災害を引き起こす危険に対処するため、河川流域・集水域や丘陵部の樹林地における治山、治水対策及び適切な維持管理のあり方を検討していきます。

#### 施策展開の方向 (9) 安全・安心のためのオープンスペースの整備

公園や広場などが火災の延焼防止、大規模火災からの避難及び広域応援などに役立つようにしていきます。

#### 施策展開の方向 (10) 安全・安心のための樹林地保全、維持・管理

丘陵部のみどりや河川流域・集水域にある樹林地を適切に保全し、維持・管理することで災害を防ぎます。



避難地等の提供

（新潟県中越地震で、炊事支援の場として利用された公園）



耐震性貯水槽が埋設された築山遊具

（うみかぜ公園）

安全・安心のためのみどり

## ■ 基本方針 6

### 横須賀市らしい都市景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します

- 市街地に存在する斜面緑地を守るためには急傾斜地における防災対策を優先しつつ、守る対象・主体・手法などを明確にして、そのあり方を総合的に検討していきます。
- 「谷戸地域のみどりの再生」について長期的視野に立って検討していきます。
- 海辺の景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生していきます。

#### 施策展開の方向 (11) 都市景観と調和したみどりのまちづくりの推進

みどり豊かな景観づくりのため風致に優れたみどりや斜面緑地を守り谷戸地域におけるみどりの再生を進めます。

#### 施策展開の方向 (12) 海辺や歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出

海辺のみどりや、歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくっていきます。



観音崎海岸  
海辺の景観と一体となったみどり



燈明堂  
歴史的資産と一体となったみどり

## ■ 基本方針 7

### 人々の共有財産であるみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かします

- みどりを活かしていく視点をもってみどりに対する働きかけ（守り、つくり、再生し、育てる）をしていきます。
- みどりはみんなの共有の財産（＝大切なもの）という認識に立ち、それぞれの主体が役割分担あるいは連携を図り、みどりに対する働きかけをしていきます。
- みどりを積極的に守り、つくり、再生し、育てながら活かしていくための啓発や活動の場・連携・人づくりの充実を図ります。

#### 施策展開の方向 (13) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携

市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によって、様々なみどりに対する取組みを進めます。また、みどりに関する教育や、人づくりを進め、意識の共有化を図ります。

#### 施策展開の方向 (14) みんなのみどりを活かす取組みの推進

守り、つくり、再生され、育てられたみどりを、活かしていく施策を推進していきます。



市民による樹林地管理や緑化活動の事例

## 推進施策

### 推進施策体系

(取組み期間) 継続:平成21年時点で取組みを実施しているもの  
短中期:概ね5年(平成27年まで)以内に検討・取組みを開始するもの  
長期:長期的展望で検討・取り組んでいくもの  
(主体) 取組み主体となる者 (関連) 関係する者

#### 【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

| 施策展開項目<br>(大柱)                                    | 推進施策<br>(中柱)                     | 施策<br>No.                                   | 実施事業・制度等<br>(小柱)                           | 重点<br>施策                     | 本編<br>掲載<br>ページ | 取組み<br>期間   |             | 主体 |   |   | 関連口 |   |   |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------|-------------|----|---|---|-----|---|---|
|                                                   |                                  |                                             |                                            |                              |                 | 短<br>期<br>◇ | 長<br>期<br>◆ | 国  | 県 | 市 |     |   |   |
| 1 骨格のみどり、<br>一団のみどり、<br>自然のみどりを<br>守り、再生する<br>ために | (1) 近郊緑地特別保全地区<br>のみどりを守る        | 1                                           | 既指定地区の土地利用制限の継続                            | ●                            | P.68            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 2                                           | 新たな地区指定(2地区)                               | ●                            | P.69            | ◇           |             |    | □ | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 3                                           | 土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施        | ●                            | P.69            | ◇           |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   | (2) 近郊緑地保全区域のみ<br>どりを守り、再生する     | 4                                           | 既指定区域の土地利用規制の継続                            |                              | P.70            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 5                                           | 湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携              |                              | P.70            | 継続          |             |    | ■ | □ | □   |   |   |
|                                                   | (3) 様々な法令に基づきみど<br>りを守る          | 6                                           | 特別緑地保全地区の指定の検討                             |                              | P.71            |             | ◆           |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 7                                           | 保安林指定地区の土地利用制限の継続                          |                              | P.72            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 8                                           | 自然環境保全地域の土地利用制限の継続                         |                              | P.72            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 9                                           | 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用                        |                              | P.72            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   | (4) 土地所有者に対する支援<br>制度によりみどりを保全する | 10                                          | 自然保護奨励金制度による支援の継続                          |                              | P.73            | 継続          |             |    |   | ■ | □   | ■ |   |
|                                                   |                                  | (5) 自然植生を有する13地<br>区及び貴重な植物を守る              | 11                                         | 貴重な植物の保全に向けた検討               | ●               | P.74        | ◇           |    |   |   | ■   | □ |   |
|                                                   |                                  |                                             | 12                                         | 民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施 | ●               | P.74        | ◇           |    |   |   |     | ■ | □ |
|                                                   |                                  |                                             | 13                                         | 公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定        | ●               | P.74        | ◇           |    |   | □ |     | ■ |   |
|                                                   | 14                               |                                             | 指定文化財(天然記念物)の保全の継続                         |                              | P.74            | 継続          |             |    |   | ■ | ■   |   |   |
|                                                   | (6) 都市公園として丘陵や自然<br>環境を有するみどりを守る | 15                                          | (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進                         |                              | P.75            | 継続          |             | □  |   | ■ | ■   |   |   |
|                                                   |                                  | 16                                          | 自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続                      |                              | P.76            | 継続          |             |    |   | ■ | ■   |   |   |
|                                                   |                                  | (7) 自然環境のみどりや生態<br>系に配慮したみどりを安全<br>に守り、再生する | 17                                         | ビオトープの維持                     |                 | P.77        | 継続          |    |   |   | ■   | □ |   |
|                                                   |                                  |                                             | 18                                         | 丘陵のみどり(樹林地)の適切な維持管理モデル事業の実施  | ●               | P.77        | ◇           |    |   |   |     | ■ | □ |
| 2 人々の暮らしに<br>身近なみどりを<br>守り、再生する<br>ために            | (1) 斜面緑地を守る                      | 19                                          | (仮称)民有樹林地保全支援制度の検討・実施                      | ●                            | P.78            | ◇           |             |    |   | ■ | ■   |   |   |
|                                                   |                                  | 20                                          | (仮称)市民協働斜面緑地保全制度の検討                        | ●                            | P.78            | ◇           |             |    |   |   | ■   | ■ |   |
|                                                   |                                  | 21                                          | 斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施【一部再掲】 |                              | P.79            | ◇           |             |    |   |   | ■   | □ |   |
|                                                   |                                  | 22                                          | 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用【再掲】                    |                              | P.79            | 継続          |             |    |   |   | ■   | □ |   |
|                                                   |                                  | 23                                          | 斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討                      | ●                            | P.79            | ◇           |             |    |   |   | ■   |   |   |
|                                                   | (2) 身近な樹林地や谷戸の<br>みどりを守り、再生する    | 24                                          | 市民緑地制度の導入と運用の推進                            | ●                            | P.80            | ◇           |             |    |   |   | ■   | ■ |   |
|                                                   |                                  | 25                                          | 緑地の寄付制度の運用                                 | ●                            | P.80            | ◇           |             |    |   |   | ■   | ■ |   |
|                                                   |                                  | 26                                          | 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討                          |                              | P.80            |             | ◆           |    |   |   | ■   | □ |   |
| 3 風致・景観に優<br>れたみどりを守る<br>ために                      | (1) 風致地区条例に基づき<br>風致に優れたみどりを守る   | 27                                          | 既指定地区における土地利用行為制限の継続                       |                              | P.81            | 継続          |             |    |   | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 28                                          | 風致地区の新規及び拡大指定                              | ●                            | P.82            | ◇           |             |    | □ | ■ | □   |   |   |
|                                                   | (2) 景観法と連携し、みどり<br>を守る           | 29                                          | 景観計画におけるみどりの位置づけの検討                        |                              | P.82            | ◇           |             |    |   |   | ■   |   |   |
|                                                   |                                  | 30                                          | 景観重要樹木の指定継続                                |                              | P.83            | 継続          |             |    |   |   | ■   | □ |   |
| 4 農地を守るため<br>に                                    | (1) 農地法やその他の法令<br>に基づき農地を守る      | 31                                          | 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続                      |                              | P.84            | 継続          |             |    | □ | ■ | □   |   |   |
|                                                   |                                  | 32                                          | 市民農園の継続・維持                                 |                              | P.84            | 継続          |             |    |   |   | ■   | ■ |   |
|                                                   |                                  | 33                                          | 生産緑地のみどりの維持に向けた検討                          |                              | P.85            | ◇           |             |    |   |   | ■   | □ |   |

「（仮称）みどりの基本条例」で規定予定の施策（制度）など

■ みどりの保全系の制度

| 施策No.      | 施策・事業名称(制度)                        | 目 的 ・ 概 要など                                                                                  |
|------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19         | (仮称)民有樹林地保全支援制度<br>(既存指定緑地保全制度の拡充) | 現在の「指定緑地保全制度」について、対象を法人まで拡充することや、税の減免などの手法も視野に入れた新たな制度づくりに向けた検討を行い、民有樹林地の保全のための支援制度の拡充を図るもの。 |
| 25         | 緑地の寄付制度<br>(現行内部基準等による寄付の制度化)      | 現行の「傾斜地山林受納基準」を見直し、緑地の寄附について制度化を図る。                                                          |
| 12         | 民有地内自然植生保全制度<br>(独自制度の新設)          | 生物多様性の保全の観点から民有地に残る自然植生を保全していくための土地所有者への支援(技術支援・税減免等)の検討を行い制度化を図る。                           |
| 24<br>(47) | 市民緑地制度<br>(都市緑地法に基づく制度の運用化)        | 民有地のみどりを保全・活用していくための「市民緑地制度」の運用体制を整備し、市民緑地の設置をめざす。                                           |
| 20         | (仮称)市民協働斜面緑地保全制度<br>(独自制度の新設)      | 地域(地元)にとって大切な斜面緑地を市民の発意により、市と協働して保全する制度の検討を行い制度化を図る。                                         |

■ みどりの創出系の施策（制度）

| 施策No. | 施策・事業名称(制度)                       | 目 的 ・ 概 要など                                                    |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 53    | 民有地緑化支援制度<br>(独自制度の新設)            | 良好な市街地の環境づくりや温暖化対策のため、民有地や事業所等を対象とした緑化支援による都市緑化を推進するための制度化を図る。 |
| 50    | 緑化施設整備計画認定制度<br>(都市緑地法に基づいた制度の新設) | 「緑化施設整備計画認定制度」(＝優良な緑化施設を認定し税の軽減を図る)の実施に向けた検討を行い、制度化を図る。        |
| 49    | 緑化地域の指定<br>(都市緑地法に基づき新規指定)        | 建築行為時の緑化率の義務づけによる都市緑化の推進を図ることを目的とし、「緑化地域」の指定に向けた検討を行い指定をめざす。   |
| 52    | 地区計画等緑化率条例の制定<br>(都市緑地法に基づき新規制定)  | 地区計画区域内における建築行為時に緑化率を義務付ける条例の制定に向けた検討及び条例化をめざす。                |

■ 条例の整備

| 名称                     | 目 的                                                                                                   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (仮称)みどりの基本条例<br>(新規制定) | みどりの保全と緑化の推進に関する必要な事項を定め、市民、事業者及び市の協働により、みどり豊かな横須賀の実現を目指し、現在及び将来の市民が健康で快適な日常生活を営める良好な自然環境及び生活環境を確保する。 |

その他の重点施策（実施事業）

■ みどりの保全系の施策

| 施策No. | 施策・事業名称(制度)                           | 目 的 ・ 概 要など                                                                     |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|       | 緑被率調査                                 | みどりの「量」における指標となる「緑被率」調査を実施し、これまでより細部にわたる緑被面積を把握し、「みどりの基本計画」の施策効果を検証するための指標とする。  |
| 1     | 近郊緑地特別保全地区<br>既指定地区の土地利用制限の継続(土地の買取り) | 既指定2地区の土地利用行為の制限と、それに伴う土地の買取りを継続的に実施する。                                         |
| 2     | 近郊緑地特別保全地区の指定<br>(新規指定)               | 新規指定(2地区「大楠地区」「子安地区」)に向けた検討を行い指定に向けた作業を進める。                                     |
| 3     | 緑地保全に向けた財源確保の検討                       | 緑地保全(買取り、維持管理等)に必要な財源を確保するための緑地基金のあり方及び財源を生み出す新たな施策(手法)を検討する。                   |
| 11・12 | 自然植生・海浜植物・外来種現況調査<br>実施に向けた調査         | 生物多様性保全の観点から自然植生や貴重植物を保全していくために実態の把握を行う。                                        |
| 13    | (仮称)自然植生保全配慮指針の策定                     | 生物多様性保全の観点から都市公園など(夏島貝塚、猿島公園、観音崎公園、荒崎公園、天神島臨海自然教育園)の公有地における自然植生保全のための配慮指針を策定する。 |
| 18    | 丘陵のみどりの適切な維持・管理モデル事業                  | 防災面や生態系の保全などの観点から丘陵部のみどりの適切な維持・管理の手法を確立することを目的とした、河川流域・集水域単位におけるモデル事業を実施する。     |
| 23    | 斜面緑地の実態を踏まえた<br>保全のあり方の検討             | 斜面緑地の保全・維持・管理手法について、安全性と景観、緑化工法など多方面から総合的に検討し、誰が・どこを・どのように守っていくかについて検討する。       |
| 28    | 風致地区の新規指定・拡大                          | 風致地区の指定及び拡大(新規:田浦地区、拡大:荒崎地区)に向けた検討を行い、指定事務を進める。                                 |

■ みどりの創出系の施策

| 施策No. | 施策・事業名称(制度)     | 目 的 ・ 概 要など                               |
|-------|-----------------|-------------------------------------------|
| 35    | 都市公園リニューアル計画の策定 | 都市公園の計画なりニューアルに向けた計画の策定及び計画に基づくリニューアルの実施。 |
| 36    | 都市公園長寿命化計画の策定   | 都市公園を長期的に維持するための計画の策定、計画に基づく維持・修繕の実施。     |
| 45    | 公共施設緑化指針の策定     | 公共施設における緑化の推進及び公共施設の緑化指針の策定。              |

(取組み期間)継 続:平成21年時点で取組みを実施しているもの  
短中期:概ね5年(平成27年まで)以内に検討・取組みを開始するもの  
長 期:長期的展望で検討・取り組んでいくもの  
(主体)取組み主体となる者 (関連)関係する者

【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

| 施策展開項目<br>(大柱)                | 推進施策<br>(中柱)                  | 施策<br>No. | 実施事業・制度等<br>(小柱)                    | 重点<br>施策 | 本編<br>掲載<br>ページ | 取組み<br>期間        |             | 主体 |   | 関連 |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------------|----------|-----------------|------------------|-------------|----|---|----|-------------------------------|
|                               |                               |           |                                     |          |                 | 短<br>中<br>期<br>◇ | 長<br>期<br>◆ | 国  | 県 | 市  | 市民・N<br>PO・事<br>業者・土<br>地所有者等 |
| 1 都市公園をつくり、再生するために            | (1) 都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する  | 34        | 公園種別ごとの整備の推進                        |          | P.89            | 継続               |             | □  | □ | ■  |                               |
|                               |                               | 35        | 公園リニューアル計画の策定と推進                    | ●        | P.93            | ◇                |             |    |   | ■  |                               |
|                               |                               | 36        | 公園施設長寿命化計画の策定と推進                    | ●        | P.93            | ◇                |             |    |   | ■  |                               |
|                               |                               | 37        | 環境や生物多様性を支える公園整備の推進                 |          | P.93            | 継続               |             |    |   | ■  | □                             |
|                               |                               | 38        | 安全・安心のための公園整備の推進                    |          | P.94            | ◇                |             |    |   | ■  |                               |
|                               |                               | 39        | 交流の拠点となる公園の整備の推進                    |          | P.94            | 継続               |             |    |   | ■  |                               |
|                               |                               | 40        | 市民活動や憩いの場となる公園整備の推進                 |          | P.94            | 継続               |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               |                               | 41        | 様々な手法による公園などの整備の推進                  |          | P.95            | 継続               |             |    |   | ■  | ■                             |
| 2 様々なオープンスペースのみどりをづくり、再生するために | (1) 公共施設のみどりをつくる              | 42        | 【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進              |          | P.95            | 継続               |             |    |   | ■  |                               |
|                               |                               | 43        | 【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進                 |          | P.96            | 継続               |             | □  | □ | ■  |                               |
|                               |                               | 44        | 【河川】河川環境の整備の推進                      |          | P.96            | 継続               |             |    | □ | ■  |                               |
|                               |                               | 45        | 公共施設のみどりの整備と緑化の推進                   | ●        | P.96            | 継続               |             | □  | □ | ■  |                               |
|                               |                               | 46        | ビオトープの整備の推進                         |          | P.96            | 継続               |             |    |   | ■  | □                             |
|                               | (2) 民有地のみどりを活用する              | 47        | 市民緑地制度の導入と運用【再掲】                    | ●        | P.97            | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
| 3 みどり豊かなまちをつくるために             | (1) みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する | 48        | 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進                 |          | P.98            | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               |                               | 49        | 「緑化地域」の指定に向けた検討                     | ●        | P.99            | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               |                               | 50        | 「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施                | ●        | P.99            | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               |                               | 51        | 「緑地協定」制度の継続                         |          | P.99            | 継続               |             |    |   | □  | ■                             |
|                               |                               | 52        | 「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討               | ●        | P.100           | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               | (2) 民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする    | 53        | 民有地緑化推進支援の実施                        | ●        | P.100           | ◇                |             |    |   | ■  | ■                             |
|                               |                               | 54        | 土地利用調整関連条例(市)【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続 |          | P.100           | 継続               |             |    |   | ■  | □                             |

【Ⅲ】みんなのみどりをみんなで保全・創出するための推進施策

| 施策展開項目<br>(大柱)                                       | 推進施策<br>(中柱)                                | 施策<br>No. | 実施事業・制度等<br>(小柱)                            | 重点<br>施策 | 本編<br>掲載<br>ページ | 取組み<br>期間        |             | 主 体 ■ |   | 関 連 □ |                               |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------|----------|-----------------|------------------|-------------|-------|---|-------|-------------------------------|
|                                                      |                                             |           |                                             |          |                 | 短<br>中<br>期<br>◇ | 長<br>期<br>◆ | 国     | 県 | 市     | 市民・N<br>PO・事<br>業者・土<br>地所有者等 |
| 1 みんなでみどりを<br>を守り、つくり、<br>再生し、育てな<br>がら活かしてい<br>くために | (1) みどりを次世代に引き<br>継いでいく                     | 55        | 自然に関する環境教育・環境学習の実施                          |          | P.101           | 継続               |             |       | ■ | ■     |                               |
|                                                      |                                             | 56        | みどりの保全・創出に関する啓発の実施                          |          | P.102           | 継続               |             |       | ■ | ■     |                               |
|                                                      | (2) みんなのみどりをみん<br>なで守り、つくり、再生<br>し、育てながら活かす | 57        | みどりの積極的な活用の推進                               |          | P.102           | 継続               |             |       | ■ | ■     |                               |
|                                                      |                                             | 58        | 市民による花いっぱい運動の実施                             |          | P.103           | 継続               |             |       | □ | ■     |                               |
|                                                      |                                             | 59        | 市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連<br>携によるみどりの保全・創出の推進 |          | P.103           | 継続               |             |       | ■ | ■     |                               |

## 推進施策について

計画に掲げた 59 の推進施策を組み合わせ活用し、みどりに対する様々な課題を解決したり目的を達成していきます。以下に、その活用イメージを掲げましたが、これら以外にも 14・15 ページに記載した推進施策を複合的に展開し、みどりに対する取組みを行っていきます。

### イメージ1 里山的環境を保全し、みんなで活かしていくために

#### 場を確保するために

里山的環境の場を確保していくために、市民緑地制度や緑地の寄付制度を活用し、用地を確保していきます。

■ 推進施策《No.24》《No.25》  
「市民緑地制度の導入と運用の推進」  
「緑地の寄付制度の運用」

#### 場を整備するために

里山的環境の場を保全し活用できるようにするため、都市公園などとして整備していきます。

■ 推進施策《No.37》《No.39》  
「環境や生物多様性を支える公園整備の推進」  
「交流の拠点となる公園の整備の推進」



#### 維持・管理、運営していくために

市民、NPO などが行政と連携や協働し、主体的に維持、管理、運営していけるようしくみづくりや、活動資金を得るための手法なども検討していきます。

また、丘陵のみどり（樹林地）などでは、モデル事業を実施していきます。

■ 推進施策《No.18》《No.59》  
「丘陵のみどり（樹林地）の適切な維持管理モデル事業の実施」  
「市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進」

#### 積極的に活用していくために

守られた里山的環境を将来を担う子どもたちや、市民の皆さんに自然に関する意識を高めていただくためや、人々の憩い・交流・活動の場として、積極的に活用していきます。

■ 推進施策《No.55》《No.57》  
「自然に関する環境教育・環境学習の実施」  
「みどりの積極的な活用」

### イメージ2 市街地の斜面緑地を保全していくために

#### 土地所有者の方々に持ち続けていただくために

斜面緑地を土地所有者の方々に持ち続けていただくために支援していきます。

■ 推進施策《No.19》  
「〔仮称〕民有樹林地保全支援制度の検討・実施」

#### 本市特有の斜面緑地を守っていくために

急傾斜地崩壊危険区域に存在する斜面緑地を、安全を優先しながら守るための検討を行います。

■ 推進施策《No.23》  
「斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討」

#### 市民と行政が協働して守っていくために

地域の皆さんと市が協働して、斜面緑地を保全していける制度を検討します。

■ 推進施策《No.20》《No.24》  
「〔仮称〕市民協働斜面緑地保全制度の検討」  
「市民緑地制度の導入と運用の推進」



#### 寄付によって守っていくために

土地所有者の方々から斜面緑地を寄付していただくための制度を整備し、併せて公有地化した斜面緑地の維持管理のための財源の確保を検討します。

■ 推進施策《No.21》《No.25》  
「斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施」  
「緑地の寄付制度の運用」

#### 土地利用行為があった場合に

各種の法令に基づく許可や指導により、土地利用時の斜面緑地の保全などについて調整を図っていきます。

■ 推進施策《No.22》《No.29》  
「土地利用調整関連条例（市）の適切な運用」  
「景観計画におけるみどりの位置づけの検討」

#### 谷戸地域のみどりを再生していくために

将来、谷戸が多い地域で居住者が減少していく可能性があることを踏まえ、谷戸地域でどのようにみどりを再生していくかを、長期的視点で検討します。

■ 推進施策《No.26》  
「谷戸地域のみどりの再生に向けた検討」

※斜面緑地や谷戸地域のみもりを守っていくためには防災対策を考慮するとともに適切な維持・管理が重要です。

# 地域別計画

本市を4地域に分け（行政センター管内による区域区分）、各地域におけるみどりの保全及び創出のための課題と施策の方向は以下のとおりです。

## 北地域

「・追浜行政センター・田浦行政センター」管内

### 地域とみどりの特徴と主な課題（キーワード）

- 人口減少及び少子高齢化が市域で最も進行
- 谷戸や斜面緑地が多い
- 工業地域のヒートアイランド現象
- 骨格となるみどり（鷹取山～田浦梅の里～塚山公園）
- 公園の適切な配置 など

### みどりの方針（地域に特化した新たな施策のキーワード）

- 田浦風致地区の新規指定
- 自然植生の保全（夏島貝塚）
- 公園不足地域の解消に向けた検討
- 斜面緑地の保全
- 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 工業地域の緑化促進 など

## 東地域

「・逸見行政センター・市役所本庁・衣笠行政センター・大津行政センター」管内

### 地域とみどりの特徴と主な課題（キーワード）

- 人口減少及び少子高齢化が顕著
- 一部に谷戸や斜面緑地が多い
- 東京湾側に市街地が広がる
- 中心市街地のヒートアイランド現象
- 骨格となるみどり（衣笠山）
- 公園の適切な配置 など

### みどりの方針（地域に特化した新たな施策のキーワード）

- 市街地の緑化推進に向けた検討
- 自然植生の保全（諏訪神社、猿島、大松寺）
- 公園の整備（（仮称）馬堀海岸4丁目第2公園、（仮称）破崎公園、猿島公園の史跡整備）
- 公園不足地域の解消に向けた検討
- 斜面緑地の保全
- 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 走水水源地の活用への検討
- 大矢部弾薬庫跡地の保全・活用に関する検討 など

## 南地域

「・浦賀行政センター・久里浜行政センター・北下浦行政センター」管内

### 地域とみどりの特徴と主な課題（キーワード）

- 人口は微増傾向
- 住宅地やその周辺に斜面緑地が多い
- 歴史的資産や自然環境が豊富
- 骨格となるみどり（武山）
- 公園の適切な配置 など

### みどりの方針（地域に特化した新たな施策のキーワード）

- 港湾緑地の整備（（仮称）西海岸プロムナード）
- 自然植生の保全（観音崎、東叶神社、住吉神社）
- 公園の整備（（仮称）久里浜1丁目公園、（仮称）佐原2丁目公園）
- 公園不足地域の解消に向けた検討
- 斜面緑地の保全 など

## 西地域

「・西行政センター」管内

### 地域とみどりの特徴と主な課題（キーワード）

- 人口は微増傾向
- 農地が多く存在
- 豊かな自然環境
- 骨格となるみどり（大楠山）
- 自然海岸（秋谷、佐島、長井、荒崎）など

### みどりの方針（地域に特化した新たな施策のキーワード）

- 近郊緑地特別保全地区の新規指定（大楠地区、子安地区）
- 特別緑地保全地区（荒崎地区）の新規指定に向けた検討
- 丘陵のみどりの維持管理育成に向けた検討
- 自然植生の保全（荒崎、天神島・笠島、大楠山南面地域、三島社、武山不動尊周辺、三浦正八幡宮）
- 公園不足地域の解消に向けた検討
- （仮称）三浦半島国営公園誘致の推進 など

| みどりの方針図の凡例 |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| みどりの方針     |                                   |
|            | 骨格のみどりと風致の保全                      |
|            | 安全性を優先した斜面緑地の保全と谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 |
|            | 斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討             |
|            | 工業地域の緑化促進                         |
|            | 中心市街地の緑化促進                        |
|            | 風致地区の維持                           |
|            | 風致地区の新規指定                         |
|            | 拠点公園等の活用促進                        |
|            | 都市公園の整備                           |
|            | 近郊緑地特別保全地区の指定に向けた検討               |
|            | （仮称）三浦半島国営公園誘致の推進                 |
|            | 自然植生の保全                           |
|            | 道路のみどりの維持と緑化の推進                   |
|            | 河川環境の整備                           |
|            | 自然海岸と一体となったみどりの保全                 |
|            | 海辺の風致の保全                          |
|            | 都市拠点・地域拠点                         |
| 現況         |                                   |
|            | 都市公園・港湾緑地                         |
|            | 近郊緑地特別保全地区                        |
|            | 近郊緑地保全区域                          |
|            | 自然環境保全地域                          |
|            | 風致地区                              |
|            | 樹林地                               |
|            | 主要道路（有料道路）                        |
|            | 鉄道・駅                              |

| 街区公園の配置状況の凡例 |           |
|--------------|-----------|
|              | 街区公園の不足地域 |
|              | 街区公園誘致圏域  |
|              | 街区公園      |
|              | 都市公園・港湾緑地 |
|              | 樹林地       |
|              | 主要道路      |
|              | 鉄道        |

※凡例は4地域共通です



北地域のみどりの方針図

## 北地域



街区公園の配置状況

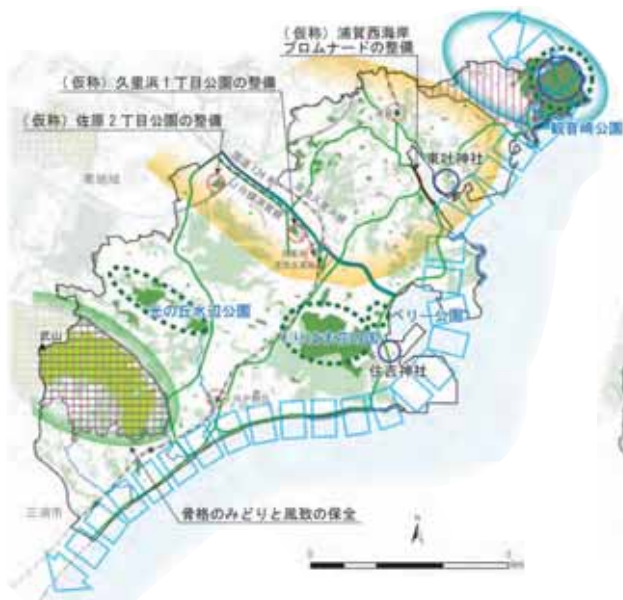
## 東地域



東地域のみどりの方針図



街区公園の配置状況



南地域のみどりの方針図



街区公園の配置状況

## 南地域



西地域のみどりの方針図



街区公園の配置状況

## 西地域

## 推進体制・進行管理

### 市民・NPO・事業者・行政の協働の推進

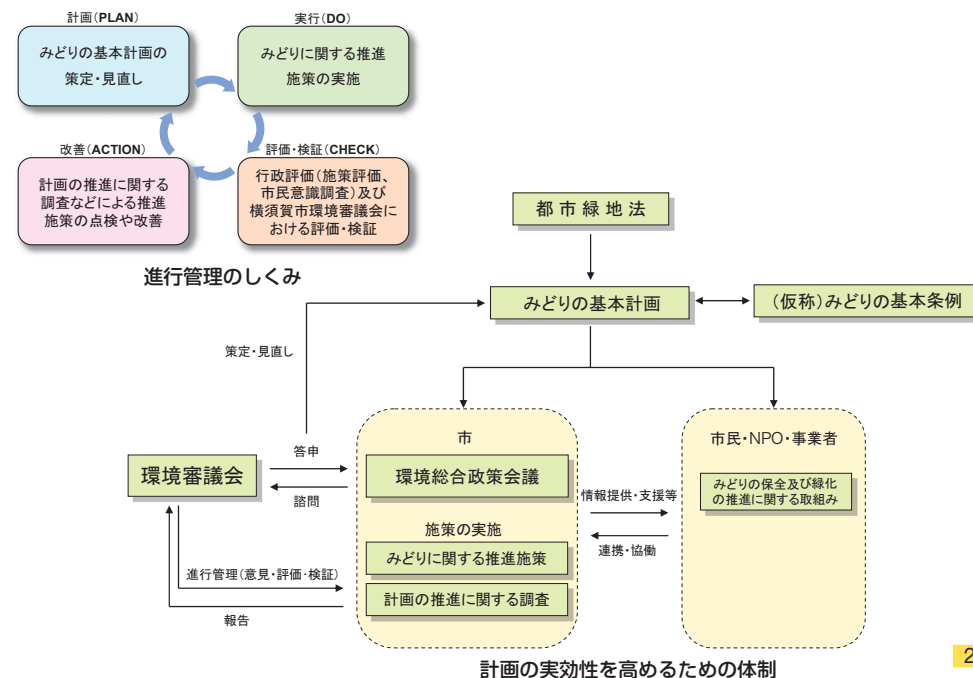
- 計画の実効性を高めるためには、市民・NPO・事業者・行政等のそれぞれの役割を明確にし、それぞれが役割分担しながらみどりの保全・創出に取り組むことが重要です。
- 必要に応じて各主体による連携を図って、協働によるみどりへの取組みを行っていきます。

#### ◆ 各主体の役割

- 市 民**：●自らみどりに積極的に働きかける ●所有地や身近なみどりを増やし、育み、維持、管理する ●身近な公園等のみどりを地域で育むとともに、みどりを育て、活かす活動に積極的に参加する など
- NPO**：●専門的視点を持ってみどりの保全と創出に取り組む ●各主体との調整役を担う ●地域や活動内容に限定しない幅広い視点からみどりに対する取組みを推進する など
- 事業者**：●法令を遵守する ●事業所などのみどりの保全・創出に努め、維持、管理する ●みどりに関する積極的な地域貢献を図る など
- 行政**：●計画を策定しみどりに関する施策を推進する ●公園等の施設の設置と緑化を推進する ●各主体の連携を推進しコーディネーター的役割を担い先導する ●みどりに関する顕彰、PR、情報提供 など

### 計画の実効性を高める取組みと適切な進行管理

- (仮称) みどりの基本条例を制定し「みどりの基本計画」の施策を実効性のあるものとしていきます。
- 施策推進において、市内組織の「環境総合政策会議」にて合意形成を図るとともに、「横須賀市環境審議会」へ報告しながら適切に進行管理を行っていきます。
- 必要に応じて市民意識調査や、施策実施のための調査・研究などを実施していきます。



計画の実効性を高めるための体制